諸会見聞志

初編

四

へ遠13
2475
4

叅議榮

鎌倉殿中編年記四

目録

一 廣元年譜
一 曽我兄弟事

門へ 13
帙 2475
巻 4

大江
佛記

藻人見聞志巻之四

廣元年間と云事

同情書に廣元は和同年間と云

伝実は同異と敬とんとも中古也

ゆゑの中せつみは遠とも成

ゆゑ伝実は家に逆失ると云

よてみちのくびるる面朝野

内閣文庫

家出し流き申候ハ西のかど家の
毒みりと申候の弟ケ[illegible]へ[illegible]
ろる拵ら廣元寄みこと申ハ伝
実ら法ケ[illegible]大罪といふ
申法ケ[illegible]ときます[illegible]
加みひとんとひ[illegible]
申候ら法ケ[illegible]
申ケ[illegible]

り自殺と引[illegible]と編[illegible]と軍ハ怒
と合て騒動ハ[illegible]
申信実出申[illegible]
を拾て拾[illegible]と編[illegible]
有様[illegible]
ハ法ケ[illegible]
言申と[illegible]法ケ[illegible]
さし信実[illegible]

ばかりや吾やと御ぶしてその男子細
法の道あまたに定らく正な御るの
とも自一其とき祐經みえるく
八信実を清和と悔りやさるの異
如自りと出部さるみ先ぞらまし
その信義立ちみおてい者金き
出仏心の中ぶひとしたる物のまと有
ろりで軽胡祐經ばかりまりていり

ある事とやと覚え東路くるがりやさ
もとく稲使者一の廣元ば云とるる友
御りいかるまじと其むひり泥びひる
祐經方に出度ばりけあいざみ前めさ
祐經ば方におもむき清和おるく
其ものと梅若みるる信実出部
く迎えしての事けを者とう
出辺に出月のばりの伯稲使の伯

遠言ひろく知られ世間
間とこの病と取扱おりひ信実な
言恨あるべきそれ諸士別当のゆく
角の面第をとけ〻こ寄出し狼藉
あるべきと言ひ出ちと乱暴その元
と對決とげさせ信実が罪みろう
しかば外事なりともゆるせぬきみ
ひろで遠て湯治とうとうとうとそ

の筆をきさ於てふ出仏厨房の詮索
乃波指者とやもしつぶ祐理ハけあいざ
り病出来とて引籠居るといで
も元とりかくこの病ひる面痛ふ面
事もるきみ法人ひ病きはん首ふ
出て門前より市とを好心地ひるの面
つとざと高ひとを愛猫屋ま好ぶ
きとも角のんで知りる知せ美豊

来て見るに旦て右の脇下をお
さへるとて結構和尚の請の別
尚として智恵深き男好きとあく
迄言もて却て自の為のみと思
業して云ふを俳諧とて中古八幡宮て
ひとしく叩くの俳諧の者は家
の痛みてはなく強弓を射る腹痛
し治て見を清ぐんとそんとるくはるび

の業にて伝実小者の業好きとて
心みをやべきや元より作者父子
云恨るのをば伝実と心あり也
みても有まで時み取て業ばさしる
んとしをそんで此ば卿と面なるれ
みでは中毒好心では出て作よ
をトされる愛高迄言を知ぬと
耳をもの出毒と好もて

伝家の作法納るべきものなり稽古
申ふしの名をあらはすべし
吟味をおもふ事をいはんと
家ぬしとなる時ぬ者ども侵きたり
結縁ぶ西芳を四七ちまとてのよ言
ハ伝実出部を逆逆失こ結縁
ねもうも後へ中ふしの家ぬ結
縁事体てよ言を取り者稽古

侵ぬり事仏風彩ぬ牝こ出た男
山田はりの痛こうて」竜り居
四ちもむとん事ち文人伝実ぬ言葉
ぬくしぬ恨を文房き事ぬ脱
山伝実ちくてん波事部ぬやま
りと好その家ぬくぬ志ぬ深
波ぬ對言恨とて生ぬを
事ぬる伝心の四ちとぬ命さて

まりて神妙のみの（るる面（上段を
論じて訴と云とこれ程ゝみ君も
四条流まりゝ法経ゝもとるとゝ
とて此事再び論義に及まゝとゝ
まゝみ芸を重ねとる是をとくみ義を
りゝ申ゝひみ俗ゝ法経の本心ゝ
伝実ゝ悔ゝ父豊綱りゝ十合
渡ゝせんとちりゝ者ゝゝ名の和

義豊論義のう（對受ゝもゝ篇と
紀明せんゝ中ゝ者ゝゝきみいゝて
ゝ色ゝ罪弱ゝ六ゝ数ゝりゝんゝお
ゝまゝおりゝ面（正好ゝとうけ合
上段ゝ芸ゝ迎ゝ言ゝものゝ
是ゝ俗ゝ古ゝ和ゝ相伴ゝ豊綱ゝこ
ゝ申渡ゝゝ和ゝまゝ月ゝ法
衛ゝおゝび芸ゝ宮ゝみ伝実ゝ

宮みいりとりしと五経み告知も付
節なきとかん合も世々み出しよさんとし迄
八卦図彼もと正しとわりしが五経
太み縁るき道て学ぶ五経が慎だと感じ
宜教てなせるしと大み悦びけるとぞされし
〳〵祐経が狙の事ありて此家人あり
悦まゝもし申事ぞとへみなる科兄弟の
依合移り名祐経を彼等み討せたる

おもひける処今度打擲み此上落す
付祐経も此供し路次の有ハ此家人
一類一引しける事なりしが此世の
付祐がひしが討ちもへまを押し留まる
重忠宿より来りて梶原も所
兄弟を曽我の者とし此度縁合度
此上落り付諸国の武士も此々行
列行り見物せんとし此登る事おしさ

命兄弟の流中ゝ河内古郡より
安国として居ぶるゝや志ゝゆゝも御
物うれ鎌倉のゆゝも迎日京都
を出立されるおのくゝも尾張国の
名ゝまで出せらる武蔵の古実又ゝ
御列ゝとも梅見あまし年暮乃事を
ゝゝも遊ゝる後ゝ知れ知れる国ゝと意
外ゝで告られゝ兄弟の有無心ゝ

慎び全忠ゝの部事を知事を
告知ゝもゝ名ゝ国ゝしゝゝ名独折れ
ゝゝいざや途中近江ゝゝ祐経を
狩ゝんゝゝ用意れ十二月十
七日の暁ゝ曽我ゝ兄ゝゝ出立ゝ
ゝゝ

曽我兄弟祐経を狩ゝ事

鎌倉源二位頼朝公今度信ゝ

なまじひに勅功の賞として大納言右
大将に昇進し給ひ二月十四日に
京都を出て帰路に赴きぬ
らるゆゑに出家をの玉ふ清盛出家
数一人昇殿を許す中に
大日ノ上州橋本の高山寺に
此日出家をとゞけ中よりまん殿
好命の出家法名ぶつ
如来十方諸仏光明遍照念仏衆生
摂取不捨の
法門より滝口の上座に対面
故の招きを待ん
出ぬ延引せば
まもなく迎ひ強盗
中なまじひに
知りて相見いまだ
急ぎ出家の

しるのき中ども多くとび浮見渡されて
角くおりひ[illegible]りてもひまなき様に
ひしめおりびろ結縁ち去肥こ家和田
富山などの入魂の所中に旅行せん
嘗を吊らひとんあるあるけるを
ちきらう中ちを富山の浦ふ[illegible]
出浦切の出船もせ[illegible]
て池よりの迎をもとれ
[illegible]方志の所とされ

[illegible]
その心を悟り神明もきらまして
ものの形道中出行列子を[illegible]
き親見行まも結[illegible]志[illegible]
の始まりを渡る中みりまして
る[illegible]を[illegible]
[illegible]分心[illegible]
思ひ下さるべし[illegible]

ともみ浦を出船し四日より出羽
鶴ヶ岡をとうり酒田に到る
やまとと申し所にて
四ツ時ともに後の国府中まで来り
もとより鎌倉を迫射めまぶ見物
昨日八ツ時分より合せて
して出羽を発ち寅ヒ時分
つゝ四ツ時分に酒田
を出船し小雨ふりまる程なく
なる日本の制ありしかば真の浦の
ありしかば秋元家八宝風をいとゝ
ゆとして酒ひとる処より二度九寸程
程西南あり二番の市浦より蔵
出羽の浦ヶ丸うとて法人あまさ引
連馬上にて長柄の傘をさしけ

さも向まゝにまうてゝ仏のもとにまゐ
給うゝもゆめ思ふ事共と見えう
と天のうつゝと悦さに御人なきを
立別ても猶経を為とさしぬさせ
て猶経をとりなすのまゝに其事
とゝまれず心み清浄也さりとて同じ
中に見をとゝ有性みる程のものども
好き濁穢みて教さんものとおもひ
遠事みて御経むつかしきとも
なる中にの八濁穢好きとおぼゆる
好ら取て年ゝとして唱るそ
所をも軍有所所
中に見て
して引過さんとする人間不思
出る故猶経をよみ事よおそ
く過ぐ中に好とも程まんと
なる所を是以前の二番と入魂る

る面(おもて)と軍(いくさ)の大將(たいしょう)として進(すす)きて
り資綱(すけつな)と申(もうす)ものよりて夢(ゆめ)の告(つげ)
芳林院殿(ほうりんいんどの)と討(うち)たてまつる時(とき)
をいまだ叶(かなは)ずして疾(とく)疾(とく)逃(にげ)
郎人(ろうにん)もみな逃(にげ)ぬ行(ゆく)を聞(きこ)てもとて大
勢(せい)逃(にげ)を既(すで)に中(なか)ばかりなる時(とき)
和田(わだ)左衛門(さえもん)義盛(よしもり)が君(きみ)の御(おん)
もとへ申(もうす)所(ところ)を取(とり)る神(かみ)殿(どの)と

見(みる)まじく行(ゆく)資綱(すけつな)と申(もうす)搦取(からめとり)奉(たてまつる)つけ
なんと申(もうす)しに郎等(ろうとう)みなさきに逃(にげ)
さもさ之(これ)義盛(よしもり)が郎等(ろうとう)逃(にげ)をるとて
御(おん)まとをさしたりて清取(きよとり)うちて
和田(わだ)の郎等(ろうとう)も資綱(すけつな)を搦(からめ)きるとて
中(なか)をまじ義盛(よしもり)怪(あやしび)神妙(しんみょう)連(れん)
まとて下知(げち)仰(おほせ)ん事(こと)を聞(きく)
猛(たけ)き者(もの)和田(わだ)の資綱(すけつな)をとらへられ

ぞ山賀の海のうきまくらかくいさら
雁ぞ中ゐるまとの笠の大みち色をを
そんず春をとまとびまゐ中もゐ作道
果をあしもちをとる和田の高府
笠ぬ雲ゐるぞ治郎平の郡居笠兵
を始り侍所の別当をあるかるの
北道といまもゐ果ぐ後員ゐりそれ
とをも沼まをとゐふ平ばれ海を

ぞ山賀の海のうきまくらかくいさら
雁ぞ中ゐるまとの笠の大みち色をを
そんず春をとまとびまゐ中もゐ作道
果をあしもちをとる和田の高府
笠ぬ雲ゐるぞ治郎平の郡居笠兵
を始り侍所の別当をあるかるの
北道といまもゐ果ぐ後員ゐりそれ
とをも沼まをとゐふ平ばれ海を

の前方へまうさせおきたる曽
らを海とべき役目の侍を捕へて
資城吟味うけたまはり心まうもれり
但所をば迎ひ出すこと役目とふ
むらまとや迎ひ役の玄蕃の
りといふ者とが狂を玄蕃りて
きゆく心有るとば御はそれ
法れり動ぬ方に資せんとまふ

曲者ありとくまさの前海を高郎が
狂の挨拶おりとび手出せ内りん
ひさうべしと流云をそ義如打まうて
常紙みの及ぬ逆ひとのまぶ合
見れ出いさ迎ひうへ実みをて形
別まうる家出いさまぎうる我見申み
逆有相法ゆまりゆき拶ひの申ゆき処
わそれぶ家り合也そひうり寂

和どの御西なりしひとりとひるべ
きもとも縁忍無恩のふるまひかり
しかど只今のごとき男ひとり引出
事し年人命せをそんじ猶縁ゐるよ
猶ほまた沒滅なりまとく討るべし
思ひしく武士の志ハ曾のみとて
無念ものとも時の知らへと待るべ而
なりとも遂ひとて今のごとき

西海安して有べきかとおもひ
しかるに年歯して御今日の西をひ
ひ年程父母の恩をも忘れ
厚恩いかゝ報じ其男法師
まとゞ義ハ宣ハ和尚ハ心底さう
し名義年の事とい何ものんぐ
縁忍のなかまり有べ丈とふと
事ひみ法師合腹のものゝ

右の通り書きつけ申し候和尚の弟子伯父侍者
どのみ仕へて出家をとどめ剃髪前
親部子みな道に帰といふとの釈討
死の後母方の伯父幼少の道に帰
を教育の連れ帰り扶助して
中にしも母中みな中の中に重ら
今は弟人にて心ばせ
そこつの出来申し和尚の連れ

主殿の絵をば形の通の添ごとく
兄弟の加ごとくとぶらはせ給へり
さればこそ世の人ぶ法師のように見物の
学ぶも迷をも今多く本を言をもつ
をる事をばつまびらかにそれ〳〵古
御所の御ことを問つまとて号物
ようなる

結縁供養宣旨の事

右大将殿の御願の事
あのように同じく九日申ゝ遂ぐ
御願遂げまゝ〳〵その日八幡
年の終りて始まる建久二年正
月元日のとぶ法師の法号なり
新年の祝式を始ゝ元日の服を
千歳の常例なり右大将殿
もろひ初ゝの元日のとぶ祝式を

笑ひ愛撫まことに屏風絵の
四季の途中のごとく秋は実と成んと
せしが和国の平ひらかなるいとなく如
きとて分絵の事をおそれ思ひ
る事なく農業を行ひ多き人
情の所以の悔みて八情七命ありて
大力量の者の有絵彼の力量
まさりのしきの用をもとめ

おもひ恩源石のごとく行ひ
は八情七命おのまづ勇猛悔人
を行ひ悔んで腕をよりて
ふが猛獣の苦難に来の
を知ずしきと大ひみ第ひ人間
ひとりの彼出いわるもの
りや相の為もとれ出
みを有所をもつ自問

池の兄弟と申す者、兄弟
相とともに申さんと申
寛平と知り渡り申
彼の兄弟を殺さん事
より無しとて、序
ちらつく都で兄弟の
命一所に出でみる
第一所にやいかなる
彼の出で後に出で
彼の出てあんの
ら事無きとて
で寝ら足より
肥をとりて
まで喧嘩
彼の兄弟
彼の出で
出る事

りいでくる果て出合一和して
彼岸まで家朝の場所にてゆるんせと
しも四方をひかれて尾張
佐屋毛海国みをんと取よりみ
ゆるまで結縁より船に乗り
乗を結ぶ船と小船七所より
おなじく漕ぎ国分寺毎日くに
肥去れば寺の迎講会の弓まで往来

して何ぐひとりも見物出合の事
なりしが同三月廿日西海より小
所大路より出火して南風はげしく
小寺乃寺を始めて比企寺神社
貴仏未曾綱仁院貴仏殿
次第之殿社寺射場焼亡
寺より時火花散り寺院八幡宮
の神殿ようひり社より将軍の法所

籠舎へ向ひまゝに御所も焼失次第
外御家人の居所多く類焼し社
のかゝる大火にてさうく翌日午の
刻より火先のまはりける大名屋敷
御所焼亡し夜々寿九所迄なりが
耳縄の館に入ても取焼大小名
木火先のまゝと置也面の居所の
焼跡を取あつけんと所へも池

遠ひ迫間まん御家人の居も皆焼の中
次第に拵もくと緑金に類焼
なるやうりう 御さらしなまへなる拵せ候も
其翌日緑金に来り翁安寧三浦
我等焼も数焼こなまへなまへ下も
巴其外入魂の在中をとさん巴なりとて
猪縄も焼跡に位居とりまへ家来
とも寿走しるく居なる迫へ見なり候へ

紫ぶとしや祐經が
らんうと云ふことをひとつ伺ふ
傷七所とはきらと人の富所焼
失せ間有汝ぞ亡れ出りしが
中ゝも途中にて若狭殿みゆき
のひとう八傷と兄弟とゝ知ぬ兄
弟のとゝと八傷を知ぬさりとゝ五郎
が下部紙兄弟と見知り八傷よりは

告ぶとび七所疵び富所八ゆけるも
はとゝとらは若狭殿大ひ如毒殺り
とゝ大ひよろこて兄弟を伺ひもり
出のうとゝ云ひ祐如をとゝく
さ如のまと完所ゝうとゝ法の
くゝ法人の法印如ぞ如家を
奪ゝとんとゝる法藏ゝ法ゝ
法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ

為吉兵衛白状仕候哭母とうろう
おんなと時宇兵衛と思て物まうる
ぬすむ者のまとゝ矢をうつ十郎をひき
退大ひに怒り惜き下郎そ物
もちひ姿城と八惜き奴怪物
なりひ方ようあるさめと発をらんと
ちると拾成しとう同しそ也一貫
をぬすむ者とうまとうの一貫文

ひるゝんと岩中一元帥の物語りなぶ
自一又性名を名乗ん上間ん
惜りたりと彼足をおりひいりみと
て道まゝ行んと思ゝ八情ものひ
命くるを肥のつりものの親孝の
孝焼ちとうんと孝しうもつりみ
廣平のとく為ゝ者ゝ者所の
涙を矢まんゝ者ん為ん

七ツ過る頃あるべきあるべきと和
尚の御ひ[illegible]を八幡いらせ給へ地蔵
の御ひ[illegible]を[illegible]と云扶[illegible]
[illegible]の[illegible]親[illegible]と[illegible]
名[illegible]何とやらの[illegible]道
[illegible]と云[illegible]道[illegible]揚[illegible]
[illegible]と云[illegible]時[illegible]
[illegible]ば[illegible]

さとりし[illegible]道[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]雲の[illegible]
の[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]地蔵[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]

云々毎時家の横顔美色を見て
打うるはしき時家さうの兼海うるを
しゐんとする事色と見て十節中み
色へ変りきもの山場を過ぎと同
顔ぐ知ぐもそさらに情み流云
なるとも色八なりうる

源氏見軍志巻之四終